

通所系サービスの事業所規模による区分の取扱い

★対象サービス：通所介護・通所リハビリテーション

○通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所は、事業所規模区分が変更になるかどうかの確認を毎年3月に行い、**変更になる場合**には必要書類を提出する必要があります。（提出期限：3/15）

① 要件・算定区分

○通所介護

前年度（4月～2月の11ヶ月分）の1月当たりの平均利用延人員数が

- ・ 750人以下の場合 → 通常規模型通所介護費
- ・ 750人超～900人以下の場合 → 大規模型通所介護費（Ⅰ）
- ・ 900人超の場合 → 大規模型通所介護費（Ⅱ）

○通所リハビリテーション

前年度（4月～2月の11ヶ月分）の1月当たりの平均利用延人員数が

- ・ 750人以下の場合 → 通常規模型通所リハビリテーション費
- ・ 750人超の場合 → 大規模型通所リハビリテーション費

※大規模型通所リハビリテーションのうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型通所リハビリテーション費と同等の評価を行うことができる。

- ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%以上
- ・ リハビリテーション専門職の配置が利用者の数を10で除した数以上確保されている。

※規模区分を誤って算定してしまい、過誤返還となると事業所にとって膨大な事務負担が発生するので、必ず毎年度確認するようにしてください。

○提出書類

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- ・ 体制等状況一覧表
- ・ 前年度1月当たりの平均利用延人員数の算定表（任意様式）

※高知県長寿社会課ホームページ：介護給付費算定に係る体制等に関する届出様式について <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2015040200158/>

○提出方法

電子申請届出システムで受付しております。

※高知県長寿社会課ホームページ：電子申請届出システムについて <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023121500042/>